

高等教育の修学支援新制度

多子世帯要件に係る「特定親族等に係る子ども(本人以外)の申告」について

2025 年度の税制改正を踏まえ、多子世帯支援における「子ども」のカウント対象に「一定の要件を満たす特定親族(18 歳早生まれであることにより特定親族になれない者も含む)」が追加されます。

「高等教育の修学支援新制度」の多子世帯(注1)に該当するかの判定における「子ども」の数は、日本学生支援機構において「マイナンバー」を通じて直近の税法上の扶養状況の情報をもとに判定されますが、申込者本人以外のそのきょうだい等のうち、生年月日が 2007 年1月2日～2007 年4月2日の者(以下、18歳早生まれ)で、かつその者の合計所得金額が58万円超95万円以下(年収123万円超160万円以下)である場合、2026年度住民税情報上の特定親族とはなりませんが、18歳生まれでない特定親族と同様に生計維持者の「子ども」として取り扱うことができる場合があります。(注2)。

つきましては、以下をよくご確認ください、該当者は所属校舎の学生支援課へ必要書類を提出してください。

(注1)住民税情報において、生計維持者の扶養親族数が3人以上かつ支援を受けようとする学生等本人が被扶養

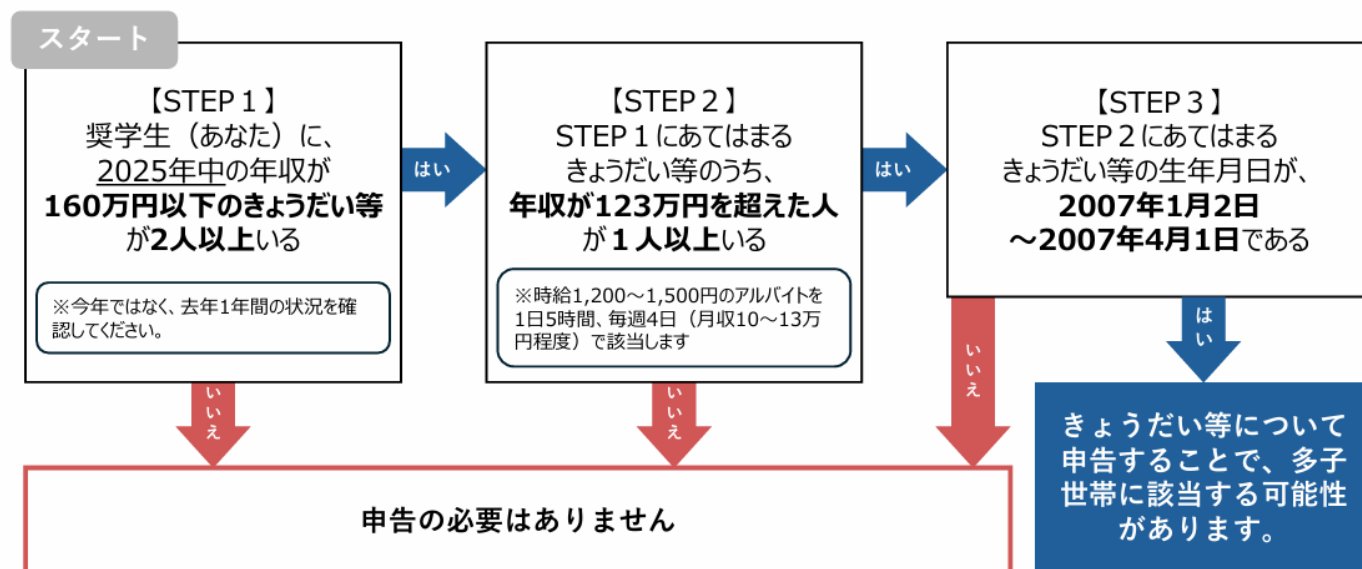
(注2)「子ども」が2人以下だった者に、「子ども」のカウントが加わることによって3人以上となれば、多子世帯に該当するとされうることとなります。

1. 対象となる親族等(本人以外)

2025 年 12 月 31 日時点で 18 歳早生まれ(2007 年 1 月 2 日～2007 年 4 月 1 日生まれ)かつ年収が 123 万円超 160 万円以下のきょうだい等がいる場合

→18 歳早生まれの者のうち年収が 123 万円超 160 万円以下の者は、対象となりうる者を日本学生支援機構で特定することができません。そのため、以下「18 歳早生まれのきょうだい等に係る申告要否確認チャート」にて申告要否をご確認ください。

18歳早生まれのきょうだい等に係る申告要否確認チャート



※2025 年 12 月 31 日時点で 19 歳～22 歳(2003 年 1 月 2 日～2007 年 1 月 1 日生まれ)の特定親族のきょうだい等がいる場合は申込後に日本学生支援機構から照会が届く可能性があります。

2. 必要書類

- (1) 「特定親族等に係る子ども(本人以外)の申告書」(添付様式)
- (2) 「子ども」として申告書する特定親族等の「2026 年度課税証明書」
- (3) 住民票、戸籍謄本の写し等、当該特定親族等と生計維持者の関係がわかる公的証明書類

※(2)または(3)のいずれかに、当該特定親族等の生年月日の記載があることを確認してください。

※(1)および(2)は特定親族等1名につき1部必要となります。

※(2)および(3)はお住まいの市役所等により取得してください。

なお、日本学生支援機構での審査の結果、要件を満たしていることを確認できなかった場合や書類に不足があった場合は、「子ども」の数に計上することができません。また、「子ども」のカウントに加えても、奨学生本人が多子世帯の判定における「子ども」に該当しない場合や「子ども」が2人以下である場合等には、多子世帯非該当と判定されます。あらかじめご了承ください。

以上

特定親族等に係る子ども（本人以外）の申告書

○本人情報

申込受付番号（申込者）										-			-				
※スカラネット入力完了後の受付番号を記入																	
申込ID（申込者） ※奨学金確認書兼地方税同意書に記載						Z	D	2									
						奨学生番号 (採用済者)			5	2	0						
学校名						学籍番号											
漢字氏名(自署)						生年月日（西暦）							年		月		日
申請対象 ※いずれかにチェック						☐ 定期採用 (二次採用)			☐ 家計急変採用 (支援区分見直し含む)			☐ 緊急採用 応急採用			☒ 2026年度 適格認定(家計)		

○「子ども」として申告する特定親族等

特定親族等 氏名	生年月日（西暦）	年	月	日
-------------	----------	---	---	---

⇒以下の①②の両方を満たすことを確認してください。

①	☐	令和 8（2026）年度市町村民税において、当該特定親族等の合計所得金額が58万円超～95万円以下であること
②	☐	生計維持者の令和 8（2026）年度市町村民税情報において、当該特定親族等が生計維持者の特定親族特別控除の対象となっている（税制上の特定親族である）こと

⇒以下の①②の両方を満たすことを確認してください。

①	☐	令和 8（2026）年度市町村民税において、当該特定親族等の合計所得金額が58万円超～95万円以下であること
②	☐	当該特定親族等が、生計維持者と同一生計の 6 親等内の血族、又は 3 親等内の姻族もしくは里子であること（本人のきょうだい等）

○添付書類

次の①②の両方を提出してください。

- ①「子ども」として申告する特定親族等の令和8（2026）年度課税証明書
②住民票の写し、戸籍謄本の写し等、当該特定親族等と生計維持者の関係が分かる公的証明書類
（①又は②の書類のいずれかには、当該特定親族等の生年月日の記載が必要）

上記の書類を本紙の下に重ねてホチキス留めし、**学校に提出してください**（日本学生支援機構へ直接送付しないでください）。

○「特定親族等」とは

ここでは、一定の所得の要件を満たす税制上の特定親族及び同程度の所得であるが「早生まれ」であることにより特定親族となれない者を総称して「特定親族等」としています。「特定親族等」は、多子世帯の判定における「子ども」の数に計上することができます。

なお、本機構での審査の結果、上記条件を満たしていることを確認できなかった場合や書類に不足があった場合は、「子ども」の数に計上することができません。

●提出先（学校→機構）

定期採用	家計急変採用 緊急採用・応急採用	2026年度適格認定（家計）
推薦書類事務センター	家計急変係	異動・補導係

学校番号・区分								電話番号		担当者名	
								-	-		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。